

令和3年(む)第17号 (令和2年(わ)第103号)

決 定

被告人



上記の者に対する道路交通法違反被告事件について、令和3年3月20日、弁護人山中理司から移送の請求があったので、当裁判所は、検察官の意見を聞いた上、次のとおり決定する。

主 文

本件を大阪地方裁判所へ移送する。

理 由

## 1 本件公訴事実の要旨及び本件移送請求に至る経緯

本件公訴事実の要旨は、被告人が、令和元年11月17日、北海道釧路市内の道路において、法定の最高速度を47km超える107km毎時の速度で普通乗用自動車を運転したというものである。

本件は、令和2年12月28日に起訴されたが、弁護人は、令和3年1月9日、本件の移送請求をし、大阪地方裁判所への移送を求めた。これに対し、当裁判所は、同月19日、本件を大阪地方裁判所へ移送する旨の決定をしたが、同月20日、検察官が即時抗告をし、同年2月18日、札幌高等裁判所は、上記移送決定を取り消し、上記移送請求を却下する旨の決定をした。その後、同年3月20日、弁護人は再び本件の移送請求をし、大阪地方裁判所への移送を求めた。

## 2 当裁判所の判断

(1) 弁護人は、上記2回目の移送請求に係る移送請求書において、本件の応訴方針に関し、本件公訴事実記載の日時場所で被告人が普通乗用自動車を運転した事実は争わず、被告人が運転した上記自動車の速度を測定した高速走行抑止システム(以下「本件オービス」という。)の速度測定の正確性のみを争点とする予定である旨を明示するに至った。また、弁護人は、証拠調べに関しても、上記移送請求書において、検察官が請求予定の証拠に対する証拠意見については、本件オービス製

造会社である三菱電機株式会社（以下「三菱電機」という。）の担当部署が作成した捜査関係事項照会回答書2通のみを不同意とする予定である旨明示し、弁護人からの証人請求については、釧路地方裁判所周辺に居住する者を証人請求する予定はない旨を明示するに至った。これを受け、検察官は、令和3年3月24日付け意見書において、本件罪体の立証のために尋問が必要となる見込みの証人として、具体的には三菱電機の担当者のみを挙げているところ、三菱電機の担当部署が弁護人に宛てた2021年3月24日付け「ご連絡」と題する書面（弁護人作成の令和3年5月14日付け意見書(2)添付資料16）によれば、三菱電機においては、本件オービスに関して証人としての出頭を要請された場合は、本件オービスを製造していた鎌倉製作所の従業員数名によって裁判所の場所を問わずに対応しているため、尋問の場所が釧路地方裁判所と大阪地方裁判所のいずれであっても証人尋問への対応は可能であることが認められる。

以上の事情を前提に検討する。本件について、起訴後長期間が経過していることを踏まえると、今後は迅速な手続の進行が求められるところ、本件の審理を大阪地方裁判所で行えば、大阪市西区内に居住する被告人及び同市北区内所在の事務所に勤務する弁護人との間で公判期日の調整を円滑かつ容易に行うことができ、迅速な審理の実現に大きく資することは明らかである。他方で、本件の審理を釧路地方裁判所で行う場合、上記のとおり被告人の居住地及び弁護人の勤務地は相当遠方であるから、期日調整を円滑に行えないことや、それに伴って審理の進行が更に遅延することが懸念されるところである。

また、既に述べたとおり、弁護人が明らかにした争点及び証拠意見等の予定内容を踏まえると、本件で、現段階において尋問の実施が具体的に見込まれる証人は、三菱電機鎌倉製作所の担当者のみであり、その証言予定内容は、本件オービスの速度測定の正確性になるものと考えられるところ、上記証人尋問の準備をするに当たり、釧路地方検察庁の検察官よりも大阪地方検察庁の検察官の方が、上記証人の勤務先までの交通の便において便宜であると思われる上、上記のような測定機器自体

の正確性に関しては、釧路地方検察庁の検察官でなければ十分な尋問をなし得ない  
ということではなく、大阪地方検察庁の検察官であっても適切な尋問を行うことが  
できるといえる。検察官は、令和3年3月24日付け意見書において、上記証人の尋  
問は、本件事案を正確に把握している釧路地方検察庁の検察官において実施した方  
が効率的かつ効果的である旨主張するが、大阪地方検察庁の検察官においても、一  
件記録の精査により、本件事案を正確に把握することは十分可能と考えられる。な  
お、検察官は、上記意見書において、補充捜査が必要となる可能性が全くないわけ  
ではない旨主張するが、弁護人が上記のとおり争点を限定する応訴方針を明らかに  
したことを考慮すると、抽象的な可能性の指摘にすぎないといわざるを得ない。

(2) 他方で、上記のような証人尋問の予定を考慮しても、本件が判決宣告に至る  
までには、相応の回数の公判期日を要するものと考えられる。被告人は、  
株式会社勤務している会社員であり、相応の収入を得ているも  
のと思われるが、被告人とは別居して生活している娘を養育しており、娘の通学す  
る大学の高額な学費を負担するなどしていると認められるから、釧路地方裁判所で  
行われる一定回数の公判期日に出頭して審理を受けることは、被告人にとって、時  
間的、距離的、経済的にみて相当な不便、不利益が生じるといえる。

(3) 以上によれば、本件を大阪地方裁判所で審理することは、迅速な審理の進行  
に大いに資する上、検察官に著しい立証上の不利益を負わせるものではないといえ  
るのに対し、本件を釧路地方裁判所で審理する場合、更なる審理の遅延が懸念され、  
かつ、被告人に不便、不利益を生じさせるのであるから、これらの事情を併せ考え  
れば、本件は、大阪地方裁判所で審理するのが適当である。

よって、刑訴法19条1項により、主文のとおり決定する。

令和3年5月24日

釧路地方裁判所刑事部

裁判官 石川 貴



上記は謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 古川直博